

議案第35号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

鹿屋市長 中西 茂

専決第4号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険税条例（平成18年鹿屋市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第30条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附則第5項中「第30条第1項」を「第30条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第30条第1項の」を「第30条の」に改める。

附則第18項中「第30条」を「第30条第1項」に改め、「場合」の次に「（次項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「同条の規定」を「同項の規定」に、「同条中」を「同項中」に改め、附則に次の1項を加える。

19 被保険者均等割額特例対象被保険者に係る第3条第2項及び第4項の被保険者均等割額について第30条第2項の規定を適用する場合における当該被保険者均等割額に係る同項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額及び当該被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額の合計額」とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿屋市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、な

お従前の例による。

(専決処分の理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので、専決処分するものである。